

奄美市告示第67号

奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和7年4月1日

奄美市長 安田 壮平

奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、奄美群島の稼ぐ力の重点分野（農林水産業及び観光業をいう。以下「重点分野」という。）の稼ぐ力の向上を図るため、重点分野において創業又は事業の拡大を行う事業者等に対して、予算の範囲内において、奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象融資)

第2条 補助金の交付の対象となる融資は、令和7年4月1日以降に借入申込みが行われ、かつ、令和11年3月31日までに実行された次の各号のいずれにも該当する融資とする。

- (1) 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）からの融資
- (2) 設備資金又は運転資金のための融資

(3) 証書貸付による融資

2 前項の規定にかかわらず、保証付融資及び借換融資は対象としない。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、重点分野において、前条第1項の融資を受け、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 本市において創業する者。ただし、創業する事業が補助金の支給終了後においても継続すると見込まれる場合に限る。

(2) 本市において事業の拡大（当該事業が売上高の増加又は付加価値額（営業利益及び減価償却費の合計額）の増加が見込まれる事業の拡大をいう。）を行う者。ただし、拡大する事業が補助金の支給終了後においても継続すると見込まれる場合に限る。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

(1) 奄美基金又は全国の信用保証協会（以下「保証協会」という。）から代位弁済を受け、融資の借入申込日において求償債務が残っている者又は当該者が代表者である法人事業者

(2) 奄美基金又は保証協会に対する求償債務を完済してから6月を経過していない者又は当該者が代表者である法人事業者

(3) 奄美基金又は保証協会に対して、求償権の保証人として、保証債務を負っている者又は当該者が代表者である法人事業者

(4) 金融機関から取引停止処分を受けている者（原則として第1回目の不渡りを出してから6月を経過していない者を含む。）

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）その他の法令に基づく法的手続

き申立中の者又は任意整理手続き中の者

(6) 休眠会社（会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項に規定する休眠会社をいう。）又は3月以上休業している者。ただし、事業所の改築又は改装により休業している場合は、6月以上休業している者とする。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団が経営し、若しくは経営に関与している者

(9) 本市の市税等の滞納がある者

（補助対象貸付限度額）

第5条 補助の対象となる融資の貸付限度額は1事業者あたり4千万円とする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、当該融資実行日から償還終了までの期間又は当該融資実行日から3年後の応当日の前日（以下「期間終了日」という。）までのいずれか短い期間とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、当該融資に係る毎年1月1日から12月末日までの約定支払日に支払うべき約定利子の合計額とする。ただし、延滞利息は補助金の対象としない。

2 期間終了日と最終約定支払日（融資期間が3年間を超える場合の最後に支払われる約定支払日をいう。）が異なる場合の月の補助金の額は、日割り計算により行うものとする。

3 前項の日割り計算が生じる場合は、第12条に定める申請までに利子の支払いが確認できた場合に限り、補助金の合計額に含むこととする。

4 利子補給率は、次の各号に掲げる補助対象者に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 創業する者 約定利率又は年率 2 % のいずれか低い率

(2) 事業の拡大を行う者 約定利率又は年率 1 % のいずれか低い率

(据置期間)

第 8 条 奄美基金は、補助金に係る融資について、事業者等からの要請に応じ、3 年以内の元金据置期間を設定するよう配慮しなければならない。

(既存の補助制度との併用)

第 9 条 当該融資において他の補助事業が適用される場合は、当該補助事業が国の予算を財源とする事業である時を除き併用することができる。ただし、補助金の総額が当該融資の利子分を超えてはならない。

(奄美基金への委任)

第 10 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申出者」という。）は、融資を申し込む奄美基金に対し、委任状及び振替承諾書（以下「委任状兼承諾書」という。）を提出し、認定申請、交付申請及び請求に関する一切の権限を委任するものとする。

(補助認定者)

第 11 条 奄美基金は、申出者から委任を受けた場合は、認定申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認められたときは、当該申出者を補助認定者として認定するものとする。

(交付の申請)

第 12 条 奄美基金は、補助認定者に対する融資について、補助金の交付を受けようとするときは、奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助対象融資に係る受取利子予定額一覧
- (2) 委任状兼承諾書
- (3) 補助認定者の納税証明書
- (4) 事業の拡大を行う者の確定申告書の写し（個人事業主の場合）又は登記事項に係る全部事項証明書（法人の場合）
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 奄美基金は、前項の申請書を、次の各号に掲げる利子分に応じ、当該各号に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 令和7年4月1日から令和7年12月末日までに発生する利子分 令和8年1月末日まで
- (2) 令和8年から令和13年までの各年において1月1日から12月末日までに発生する利子分 翌年1月末日まで
- (3) 令和14年1月1日から令和14年3月末日までに発生する利子分 令和14年4月1日から令和14年6月末日まで

3 第1項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号に規定する利子分の交付申請においては、第1項第2号及び第4号の書類については省略することができる。

（交付決定の通知）

第13条 市長は、奄美基金から申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金交付決定通知書に補助金交付決定額一覧表を添えて、奄美基金に通知するものとする。

（対象融資の変更等）

第14条 奄美基金は、決定を受けた対象融資の内容を変更したときは、奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金対象融資変更届出書に、

次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金対象融資に係る変更後の受取利子予定額一覧
- (2) 変更契約書の写し等変更内容がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金変更交付決定通知書に補助金変更交付決定額一覧表を添えて、奄美基金に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金交付額に変更が生じない場合は、補助金変更交付決定額一覧表の添付を省略することができるものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付決定の通知又は変更交付決定の通知を受けた奄美基金が補助金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる利子分に応じ、当該各号に定める期日までに奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金交付請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間を超えて支払われた利子については、対象としない。

- (1) 令和7年4月1日から令和7年12月末日までに支払われた利子分 令和8年2月末日まで
- (2) 令和8年から令和13年までの各年において1月1日から12月末日までに支払われた利子分 当該年の翌年2月末日まで
- (3) 令和14年1月1日から令和14年3月末日までに支払われた利子分 令和14年7月末日まで

(補助金の交付)

第16条 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、奄美基金へ補助金を交付するものとする。

2 奄美基金は前項の交付がなされたときは、速やかに補助認定者に対して補

助金を支払うものとする。

- 3 奄美基金は、前項の支払を完了したときは、速やかに市長へ支払を証明する書類を提出するものとする。

（補助金額の確定）

第17条 市長は、前条の支払を証明する書類の提出を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて確認検査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、当該年度の3月31日までに奄美基金に通知する。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第18条 奄美基金は、補助金に関する書類を事業終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第19条 市長は、補助対象者が規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（1） 補助金交付の目的又はこれに付した条件、その他市長の指示に違反したとき。

（2） 申請書その他関係書類に虚偽の記載又は補助金の交付について不正の行為があったとき。

（3） 前各号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

（台帳の備付け）

第20条 市長は、補助認定者に係る補助金額及び交付状況等を管理するため、

奄美市稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金交付台帳を備え付けるものとする。

(様式等)

第21条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付決定の取消し及び補助金の返還に関する第19条の規定は、同日後もなおその効力を有する。